

“住んでよかった、住みたいまち五泉”

ウェルカムファミリー住まいる事業 家賃等補助金

【平成30年度 募集要項】

五泉市は、「新婚さん」、「子育て家族」を応援します！！

この事業は、市外から転入した新婚世帯や子育て世帯が「民間賃貸住宅」に居住する場合、その家賃の一部を補助することにより、若者世代の五泉市への転入を促進することを目的としています。

《補助金額・補助対象期間》

月々の家賃について、下記金額を最長36か月補助します

- ◆市外からの転入者・・・月額 最大 10,000円
- ◆県外からの転入者・・・月額 最大 15,000円

※補助を受けるためには、転入以外の要件もあります。また、居住期間や家賃額などによって補助金額が異なります。詳しい対象者要件や補助金額等は、要項でご確認ください。

当補助金の活用を希望される方は、まずは企画政策課へご相談ください。



五泉市企画政策課

1. 補助の対象となる方（対象者要件）

- ◆（１）～（５）の要件を全て満たしている場合 ⇒ 上限額A（月額 10,000 円）
- ◆（１）～（６）の要件を全て満たしている場合 ⇒ 上限額B（月額 15,000 円）

（１）新婚世帯もしくは子育て世帯であること。

■新婚世帯：平成 27 年 4 月 1 日以降に婚姻届を提出した夫婦

■子育て世帯：中学生以下の子どもと同居している人

（２）市外からの転入者であること。

【平成 28 年 4 月 1 日以降、他市町村から五泉市へ転入（住民異動）した世帯、ただし、転入日前に 1 年以上、市外に居住していた世帯に限ります。】

（３）補助対象となる住宅に住民登録をしていること。

（４）生活保護の住宅扶助など、公的家賃補助を受けていないこと。

（５）市町村税を滞納していないこと。

（６）新潟県外からの転入で、下記の要件を全て満たす場合。

■転入後、新潟県内に就職し 1 年以上の雇用が見込まれること。

■新潟県外に転勤等の見込みがないこと。

2. 補助の対象となる住宅と条件

以下の要件を全て満たす住宅が対象になります。

（１）五泉市内にある「民間賃貸住宅」であること。

（２）自己の居住用とする一戸建て住宅または集合住宅であること。

（３）建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結していること。

（４）過去にこの要項又はファミリー住まいる応援事業で家賃等の補助金の交付を受けた方は、この要項による補助金を受けることはできません。

※公的賃貸住宅、社宅（会社等で借り上げているものも含む）、事業所の寮、親族の所有する住宅などは、補助の対象になりません。

3. 補助金の額と期間

補助金額

補助金額（※注）＝ 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額 － 住宅手当等
（管理費、共益費、駐車場料金等を含む）

（※注）補助金額の上限額

A：対象者要件（１）～（５）を満たす方・・・月額 10,000 円

B：対象者要件（１）～（６）を満たす方・・・月額 15,000 円

<補助金額の算定例>

	算定式	補助金額	
		対象者要件 (1)～(5)を満たす方	対象者要件 (1)～(6)を満たす方
①	賃借料 住宅手当 50,000 円－42,000 円＝ 8,000 円	8,000 円/月	8,000 円/月
②	賃借料 住宅手当 50,000 円－36,000 円＝14,000 円	10,000 円/月	14,000 円/月
③	賃借料 住宅手当 50,000 円－20,000 円＝30,000 円	10,000 円/月	15,000 円/月

補助対象期間

- 補助金の対象期間は、交付決定月から起算して 36 か月を限度とします。
- 交付対象要件を満たさなくなった場合は、その前月までの期間を交付対象期間とします。
- 補助を受けている世帯が市内の別の民間賃貸住宅に移転した場合は、前の補助対象期間と併せて 36 か月を限度とします。

4. 申請の方法

(1) 補助金の交付申請

補助金の交付を申請する方は、次の書類をそろえて申請してください。

- 五泉市ウェルカムファミリー住まいる事業家賃等補助金交付申請書
- 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し、または家賃が分かる書類
- 住宅手当等の支払額が分かる書類（給与明細等）
※当該住宅入居後に発行されたもので、申請者本人及び配偶者のものが必要です。
※住宅手当が支給されていない場合も提出が必要です。
- 夫婦の記載のある戸籍謄抄本（新婚世帯で本籍地が五泉市以外である場合）
- 市町村税の納税証明書（前住所地のもの）
※申請者本人及び配偶者のものが必要です。
- 雇用期間の分かる書類（対象者要件(6)を満たす方）

*補助金の交付申請をする時点で、補助対象者要件及び住宅の要件を全て満たしていることが必要です。

(2) 補助金の決定結果について

申請書受領後に審査を行い、決定結果については通知によりお知らせします。

5. 補助金の請求と支給

補助金は、各年度において前期（4月～9月）、後期（10月～3月）の2回に分けて支給します。なお、補助金を受け取るには、市へ請求することが必要です。

（1）補助金の請求

交付決定を受けた方は、以下の書類を定められた期日までに提出する必要があります。

■補助金請求に必要な書類

- （1）五泉市ウェルカムファミリー住まいる事業者賃等補助金交付請求書
- （2）家賃納入証明書、または家賃の支払実績を証明する書類

■提出期限

- （1）前期（4月分から9月分まで）… 9月末日まで
- （2）後期（10月分から3月分まで）… 3月末日まで

（2）補助金の支給

提出された請求書に基づき、補助金を指定された金融機関の口座へ振り込みます。
なお、支給までは概ね1か月程度を要します。

（3）補助金の請求・支給にあたっての留意事項

- 補助金の請求手続きの詳しい方法については、支給時期が近づきましたらご案内いたします。
- 交付決定を受けていても、補助金の請求に係る書類の提出がない場合は、補助金を支給することができませんのでご注意ください。
- 交付決定を受けていても、補助対象者や住宅の要件を満たさなくなった場合や、虚偽の申請や不当行為などがあり、補助金の交付が不相当と認められた場合など、交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めることがありますのでご注意ください。

6. 問合せ先・申請受付窓口

五泉市企画政策課 企画政策係

〒959-1692 五泉市太田 1094 番地1

TEL：0250-43-3911 / FAX：0250-42-5151

※受付時間：月曜日から金曜日の8：30から17：15まで

（祝日および12月29日から1月3日をのぞく）